

令和4年2月25日

国土交通省 関東地方整備局

霞ヶ浦導水工事事務所

－ お知らせ －

霞ヶ浦導水事業（第1導水路（水戸トンネル・石岡トンネル）及び第2導水路）について、土地収用法に基づく事業の認定が告示されました。

令和3年11月26日に事業認定申請を行った霞ヶ浦導水事業（第1導水路（水戸トンネル・石岡トンネル）及び第2導水路）について、令和4年2月25日に土地収用法に基づく事業の認定が官報に告示されたのでお知らせします。

なお、事業の認定理由については、下記ホームページに掲載されています。

（国土交通省ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/approval.html

（問合せ先）

国土交通省 関東地方整備局

霞ヶ浦導水工事事務所

TEL029-822-3007（代表）

副所長（技術）	ふじわら 藤原	やすひろ 康宏
用地課長	いいむら 飯村	かつのり 勝紀